第百十九条第一項第八号	第百三十一条の三第一項（法人課税信託に係る所得の金額の計算）
交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式	貸借対照表
交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式交換完全子法人の行つた株式交換により株式交換完全子法人の株主等である外国法人が交付を受けた親法人（外国法人に限る。）の株式（法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人が交付を受けた第百八十八条第七項に規定する国内事業管理親法人株式を除く。）	国内において行う事業又は国内にある資産に係る貸借対照表

第百八十八条第三項を同条第九項とし、同条第二項第一号中「前項第十七号」を「第一項第十八号」に改め、同号イ中「（事業継続要件の場合には、その前日）」を削り、同号ロ中「の前日」を削り、同項第二号中「前項第十八号」を「第一項第十九号」に改め、同号イ中「（事業継続要件の場合には、その前日）」を削り、同号ロ中「の前日」を削り、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

2　法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人が有する国内事業管理親法人株式の全部又は一部につき次に掲げるいずれかの行為を行つた場合には、その行為に係る国内事業管理親法人株式について、その行為が行われた時に、その時の価額による譲渡があつたものとして、当該外国法人の法第百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を計算する。この場合において、その準じて計算することとされる法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、その行為に係る国内事業管理親法人株式のその行為が行われた時の価額とする。

一　国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為

二　その外国法人の国外にある本店又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為

三　その他国内の恒久的施設（法第百四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所、同条第二号に規定する建設作業等で一年を超えて行われるもの又は同条第三号に規定する代理人等をいう。次項において同じ。）において管理しなくなる行為

3　法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人が国内事業管理親法人株式の全部又は一部をその交付を受けた時に国内において行う事業に係る資産として管理しない場合又は国内の恒久的施設において管理しない場合には、当該国内事業管理親法人株式のうちその管理しない部分については、その交付の時に国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設で管理した後、直ちに前項各号に掲げる行為を行つたものとみなす。

4　法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人の有する同一銘柄の株式のうちに国内事業管理親法人株式と国内事業管理親法人株式以外の株式とがある場合において、これらの株式につき第二項各号に掲げる行為が行われたときは、当該行為に係る同一銘柄の株式のうち、まず、当該国内事業管理親法人株式につき当該行為が行われたものとして、同項の規定を適用する。

5　法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人は、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合には、その交付を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から二月以内に、その交付を受けた日の属する事業年度終了の時に有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6　法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人は、国内事業管理親法人株式の交付を受けた日の属する事業年度後の各事業年度においてその有する国内事業管理親法人株式の数（出資にあつては、金額。以下この項において同じ。）の増加又は減少があつた場合には、その増加又は減少があつた日の属する事業年度終了の日の翌日から二月以内に、その増加又は減少があつた国内事業管理親法人株式の銘柄及び数その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　前各項に規定する国内事業管理親法人株式とは、法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人が国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下この項において「国内事業管理株式」という。）を有する場合において、法第六十一条の二第二項に規定する合併（内国法人が行うものに限る。）、同条第四項に規定する金銭等不交付分割型分割（内国法人が行うものに限る。）又は同条第九項に規定する株式交換（内国法人が行うものに限る。）により、当該国内事業管理株式に対応して交付を受けた合併親法人株式等（同条第二項に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式、同条第四項に規定する親法人（外国法人に限る。）の株式又は同条第九項に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式をいう。）をいう。

第三編第三章を削る。

第百九十九条中「第百四十五条の十」を「第百四十五条の三」に改め、第三編第四章中同条を第百九十二条とし、同章を同編第三章とする。

第二百条中「、第百三十四条」を「又は第百三十四条」に改め、「又は第百三十四条の四（特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）」を削り、第三編第五章中同条を第百九十三条とし、同章を同編第四章とする。

附則第十三条第一項中「第三十九条第二項（財産目録の作成の時期）に規定する」を「第三十七条第二項（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務）又は第二百二十二条第四項（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務等の特例）の」に改める。

附則第十六条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第四項中「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項（定義）」を「金融商品取引法第二条第八項第十二号ロ」に改め、同項第一号中「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項」を「金融商品取引法第二条第八項第十二号ロ」に改める。

附則第十七条第八項中「投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項（定義）に規定する投資顧問業者」を「金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条の二の改正規定（同条第二十三項に係る部分、同項を同条第二十四項とする部分、同条第二十二項に係る部分、同項を同条第二十三項とする部分、同条第二十一項に係る部分、同項を同条第二十二項とする部分、同条第二十項に係る部分、同項を同条第二十一項とする部分、同条第十九項を削る部分、同条第十八項に係る部分、同項を同条第二十項とする部分、同条第十七項に係る部分、同項を同条第十九項とする部分、同条第十六項に係る部分、同項を同条第十八項とする部分、同条第十五項第三号に係る部分、同項第六号中「全部を直接に」を「全部を」に改める部分、同項を同条第十七項とする部分、同条第十四項を削る部分、同条第十三項に係る部分、同項を同条第十六項とする部分、同条第十二項を削る部分、同条第十一項を同条第十三項とし、同項の次に二項を加える部分（第十四項に係る部分を除く。）、同条第十項第二号に係る部分、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とする部分、同条第八項第一号に係る部分、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とする部分、同条第六項第二号に係る部分、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とする部分、同条第四項第一号に係る部分、同項を同条第六項とする部分、同条第三項を同条第四項とする部分、同条第二項を同条第三項とする